

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年7月9日号



登録免許税とは

登録免許税とは、

登記・登録・特許等の申請を行う際、国に納付する税金のことです。

司法書士に関わるものと、**不動産の登記・法人の登記** 等が該当します。



納付は、**法務局**や**郵便局**で収入印紙を購入し、登記の申請書類に貼付する方法が一般的です。



司法書士に依頼される際は、**登記費用として登録免許税と報酬の合計をお客様に請求することが多く、**もしかすると、税金を納めているという感覚はないかもしれませんね。

計算式

課税標準金額×税率＝税額

例えば土地・建物の売買であれば、

- ・ 課税標準金額 = 市区町村が定める固定資産評価額
- ・ 税率 = 2% (特例は考慮していません。)



となり、**課税標準金額が1000万円の土地・建物の売買だとすると、20万円の納付が必要です。**



相談無料!

登録免許税や司法書士の報酬がいくら位かかるかお知りになりたい方は、見積書を作成しますので、お気軽にお問合せ下さい。

登記についてのご相談はF&Partnersへ!

今週の
お客様の声

依頼して
良かった点は?

伊丹市 なかはら様

説明が丁寧で、至りや不明な点も丁寧に説明してくれた。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を!

